

「食のみやこ鳥取県」推進サポーター登録運用要綱

(目的)

第1条 次に掲げる「食のみやこ鳥取県」推進の趣旨に賛同し、鳥取県で生産された農林水産物やそれらを原料にした加工食品（以下「県産品」という。）の良さを積極的にPRし、販売（提供）している事業者（販売店、飲食店等）を「食のみやこ鳥取県」推進サポーター（以下「推進サポーター」という。）として登録し、広く県内外に鳥取の食の素晴らしさを発信していくとともに、推進サポーターとして登録された事業者のうち、特に活発な活動を行うものを「食のみやこ鳥取県」推進三ツ星サポーター称号授与者（以下「三ツ星サポーター」という。）として登録し、推進サポーター全体の活動の活性化と鳥取の食の魅力発信を推進する。

—食のみやこ鳥取県—

鳥取県は、地元の食や食文化の豊かさを県民の皆様が実感し、愛着と誇りを持って語ることでできる風土づくりを進め、「食のみやこ鳥取県」として広く県内外に県産品の美味しさを発信していきます。

これにより、豊かな地域資源を活用して作られた県産品の評価が高まり、生産から加工・流通・消費に至る多様な産業の振興につながっていくことを目指しています。

(対象とする事業者の要件)

第2条 推進サポーター及び三ツ星サポーターとして登録の対象とする事業者の要件は、別表に掲げる者とする。

(登録に当たっての注意事項)

第3条 登録事業者は、次に掲げる事項を承諾するものとする。

(1) 県産品の良さを積極的にPRすること。

(2) 県が提供したPR資材、ロゴマーク等は「食のみやこ鳥取県」推進の趣旨に照らし、消費者に誤解を与えることのないよう適切に使用することとし、その取扱いについて県の指示に従うこと。この場合において、県産品でない商品POP広告にロゴマークを用いたり、県産品以外の商品パッケージにロゴマークを用いたりする等の行為は、認めない。

(登録期間・継続確認)

第4条 登録期間は、登録した日から4年を経過した日の属する年度の3月31日までとする。ただし、推進サポーターについては、特に申出がない場合は登録を継続するものとするが、「食パラダイス鳥取県」アンバサダー募集・登録要綱（令和5年6月12日付202300071635号鳥取県農林水産部長通知）に基づく「食パラダイス鳥取県」アンバサダー（以下、「食パラダイスアンバサダー」という。）の登録を行った者は、その登録日をもって推進サポーターの登録期間は終了する。

(登録の取消し)

第5条 県は利用者から提供された情報などにより、適宜推進サポーター及び三ツ星サポーターの取組状況を調査し、現状が申請内容及び「食のみやこ鳥取県」推進の趣旨と比較して著しく異なると認められる場合は、県の判断により改善の指導又は登録の取消しを行うことができるものとする。

附 則

この要綱は平成20年5月28日から施行する。

この要綱は平成21年5月14日から施行する。

この要綱は平成23年2月10日から施行する。

この要綱は平成23年11月28日から施行する。

この要綱は平成28年3月23日から施行し、平成27年度から適用する。

この要綱は令和3年5月28日から施行し、令和3年度から適用する。

附 則

- 1 この要綱は令和5年6月12日から施行し、施行日以降は推進サポーター及び三ツ星サポーターの募集並びに新規登録を行わない。
- 2 三ツ星サポーターの登録期限が終了した者並びに推進サポーター及び三ツ星サポーターの登録を辞退した者又は登録を取り消された者は、県が提供したPR資材、ロゴマーク等の使用はできない。

ただし、この要綱の施行前に推進サポーター及び三ツ星サポーターに登録された者であって、食パラダイスアンバサダーの登録を行った者は、県が提供したPR資材、ロゴマーク等を引き続き使用できるものとし、改正後の本要綱第3条第2項及び第5条の規定を準用する。